

ノルウェー

特許法

特許に関する 1967 年 12 月 15 日の法律 No. 9

2018 年 1 月 1 日施行

目次

第 1 章 総則

第 1 条

第 1a 条

第 1b 条

第 2 条

第 3 条

第 3a 条

第 3b 条

第 3c 条

第 4 条

第 5 条

第 6 条

第 2 章 特許出願及びその手続き等

第 7 条

第 8 条

第 8a 条

第 8b 条

第 8c 条

第 9 条

第 10 条

第 11 条

第 12 条 [削除]

第 13 条

第 14 条 [削除]

第 15 条

第 15a 条

第 16 条

第 17 条

第 18 条

第 19 条

第 20 条

第 21 条

第 22 条

第 23 条
第 24 条
第 25 条
第 26 条
第 27 条

第 3 章 国際特許出願

第 28 条
第 29 条
第 30 条
第 31 条
第 32 条 [削除]
第 33 条
第 34 条
第 35 条
第 36 条
第 37 条
第 38 条

第 4 章 特許の範囲及び存続期間

第 39 条
第 39a 条
第 39b 条
第 39c 条
第 39d 条
第 39e 条
第 40 条

第 5 章 年金

第 41 条
第 42 条

第 6 章 ライセンス, 移転等

第 43 条
第 44 条
第 44a 条
第 45 条
第 46 条
第 46a 条
第 47 条
第 48 条

第 49 条
第 50 条
第 50a 条

第 7 章 特許の終了等

第 51 条
第 52 条
第 52a 条
第 52b 条
第 52c 条
第 52d 条
第 52e 条
第 53 条
第 54 条
第 55 条

第 8 章 特許に関する情報の提供義務

第 56 条

第 9 章 法的保護等に関する規定

第 56a 条
第 57 条
第 58 条
第 59 条
第 59a 条
第 59b 条
第 60 条
第 61 条
第 62 条

第 9a 章 医薬品についての保護期間の延長

第 62a 条
第 62b 条

第 10 章 訴訟手続に関する規定

第 63 条
第 63a 条
第 63b 条
第 63c 条
第 63d 条
第 63e 条

第 64 条
第 65 条
第 66 条

第 10a 章 欧州特許

第 66a 条
第 66b 条
第 66c 条
第 66d 条
第 66e 条
第 66f 条
第 66g 条
第 66h 条
第 66i 条
第 66j 条
第 66k 条
第 66l 条
第 66m 条

第 11 章 雑則

第 67 条
第 68 条
第 69 条
第 70 条
第 71 条
第 72 条
第 73 条
第 74 条
第 75 条
第 76 条 施行及び経過規定
第 77 条 他の関係法律の改正

第1章 総則

第1条

何れかの技術分野内において産業上利用することができる発明をした者又はその権原承継人は、本法に従い、出願によってその発明に関する特許を受ける権利及びそれにより発明を商業的に又は操業的に実施する排他権を取得する権利を有する。

次のもののみから構成される対象は、発明とみなされない。

- (1) 発見、科学理論及び数学的方法
- (2) 美的創作物
- (3) 精神的活動を遂行し、ゲームをし若しくは事業を遂行するための計画、規則若しくは方法又はコンピュータ・プログラム
- (4) 情報の提示

また、生物学的材料で構成されるか若しくは生物学的材料を含む製品についての発明又は生物学的材料を生産、加工又は使用方法についての発明も特許性を有する発明を構成することができる。自然環境から分離されるか又は技術的方法によって生産される生物学的材料は、それが既に自然界において存在しているものであっても、発明の対象とすることができる。本法の適用上、「生物学的材料」とは、遺伝子情報を含みかつ自己繁殖又は生体系中での繁殖が可能な材料をいう。

特許は、植物又は動物の品種に関しては付与することができない。ただし、植物又は動物に関する発明は、当該発明の実施可能性が特定の植物又は動物の品種に技術的に限定されない場合は、特許を受けることができる。「植物又は動物の品種」の意味は、国王が規則で定めることができる。

特許は、植物又は動物を生産するための本質的に生物学的な方法については付与することができない。本法の適用上、「本質的に生物学的な方法」とは、それが全面的に交配又は淘汰等の自然的現象で構成される方法をいう。他方、微生物学的若しくはその他の技術的方法又はこのような方法によって得られる製品については、特許を付与することができる。本法の適用上、「微生物学的方法」とは、微生物学的材料を伴い、それに対して実施され又は結果的にそれをもたらす何らかの方法をいう。

人間又は動物に施す外科的又は治療的処置の方法又は診断の方法については、特許は付与されない。本規定は、前記の方法に使用する物質及び物質の組成物を含む製品に特許を付与することを妨げない。

第1a条

その形成及び発達の様々な段階すべてにおける人体及びその要素の1についての単なる発見は、遺伝子の完全配列又は部分的配列を含め、特許性を有する発明を構成することができない。

人体から分離され又はそれとは別に技術的方法により生産された要素は、遺伝子配列を含め、その要素の構造が自然に存在する要素の構造と同一であっても、特許性を有する発明を構成することができる。

第1b条

その商業的な実施が公序良俗に反することとなる発明は、特許性を有するとは認められない。当該実施は、それが法律又は規則により禁止されていることのみを理由に公序良俗に反するとはみなされない。

第1段落の適用上、特に次の発明は、特許を受けることができない。

- (1) ヒトをクローン化する方法
- (2) ヒトの生殖細胞系列の遺伝子同一性を変更する方法
- (3) ヒトの胚の工業又は商業目的での利用、及び
- (4) 動物の遺伝子的同一性を変更する方法であって、人間又は動物に対して実質的な医学上の利益を何らもたらすことなしに動物に苦痛を引き起こす虞のあるもの。これには、当該方法に由来する動物が含まれる。

第2条

特許は、その特許出願日前に知られていた事柄に照らして新規な発明であり、かつ、これらと本質的に異なるもののみ付与される。

書面、口述、実施又はその他の方法により公衆に利用可能とされたすべての事柄は公知であるとみなされる。特許出願日前にノルウェーでされた特許出願の内容も、その出願が第22条の規定に従い公衆に利用可能とされる場合は、公知のものとみなされる。そのような出願の内容との関係では、発明が公知の事柄と本質的に異ならなければならないとする第1段落の要件は適用されない。

第3章にいう出願は、第29条及び第38条に示される場合においてノルウェーでされる出願と同一の効力を有する。

発明は特許出願日前に公知の事柄との関係では新規なものでなければならない旨の第1段落の要件は、第1条第6段落にいう方法の何れかに関連して当該物質又はその当該物質の組成物を使用することが知られていない限り、その方法に既知の物質又は既知の組成物を使用することに特許を付与することを妨げない。

発明がその出願前6月以内に次の何れかの事由によって公衆に利用可能とされている事実拘らず、当該発明に特許を付与することができる。

- (1) 出願人又はその前権原者に対する明らかな濫用、又は
- (2) 1928年11月22日にパリで作成された国際博覧会に関する条約の規定に該当する公式又は公認の国際博覧会における出願人又はその前権原者による当該発明の展示

第3条

特許によって与えられる排他権とは、第3段落にいう例外を除いて、特許所有者以外の何人も当該所有者の同意なしにその発明を次の行為により実施してはならないことを意味する。

- (1) 特許によって保護される製品を生産し、販売の申出をし、市場に提供し若しくは使用すること又はそのような目的で製品を輸入し若しくは所持すること
- (2) 特許によって保護される方法を使用若しくは使用の申出をすること又は特許所有者の同意なしにその方法を使用することが禁止されていることを知っているか若しくは状況からこのことが明白であるにも拘らず、ノルウェーにおいてその方法の使用の申出をすること
- (3) 特許によって保護される方法で製造した製品について販売の申出をし、市場に提供し若

しくは使用すること又はそのような目的で製品を輸入し若しくは所持すること
排他権とはまた、特許所有者以外の何人も、ノルウェーにおいて当該発明を実施する権限を有していない者にその発明を実施する手段の提供の申出又は提供を、特許所有者の同意なしにすることができないことも意味する。ただし、当該手段がその発明の本質的な要素に係るものであり、かつ、その手段の提供の申出又は提供をする者がその手段が当該実施に適しており、そのために意図されたものであることを知っているか若しくは状況からこのことが明白であることを条件とする。当該手段が一般的市販品であるときは、本規定は、この手段の提供の申出又は提供をする者が、提供を受ける者に対し、第1段落に規定する排他権を侵害する行為を犯すよう仕向ける場合に限り適用される。第3段落(1)、(3)又は(4)にいうように発明を実施する者は、本段落規定の適用上、発明を実施する権限を有する者とは認められない。

排他権は次の行為には及ばない。

- (1) 職業上の活動以外での実施
- (2) 特許によって保護されている製品であって、特許所有者により又はその同意を得て欧州経済地域の市場に提供された製品の利用。ただし、国王が規則で別段の規定を置く場合はこの限りでない。
- (3) 発明の主題に係る実験による実施
- (4) 処方箋に従い個別の場合において薬局で医薬品を調合する行為又はそのように調合した医薬品をもって処置する行為
- (5) WTO 協定加盟国において医薬品を販売する許可を取得するために必要な特許医薬品についての試験、実験その他同種のもの

第3a条

発明の結果としての特定の特徴を保有する生物学的材料について特許により付与される保護は、同一又は分岐的形態での繁殖又は増殖によりその生物学的材料から派生し、かつ、それと同一の特徴を保有する如何なる生物学的材料にも及ぶ。

発明の結果としての特定の特徴を保有する生物学的材料の生産を可能にする方法について特許により付与される保護は、当該方法により直接得られる生物学的材料及び直接得られた生物学的材料から同一又は分岐的形態での繁殖又は増殖により派生し、かつ、それと同一の特徴を有する如何なる生物学的材料にも及ぶ。

遺伝子情報を含み又はそれらで構成される製品に関して特許により付与される保護は、第1a条に規定される場合を除いて、当該製品が組み込まれそのことによって当該遺伝子情報が含まれ、かつ、機能を発揮するすべての材料に及ぶ。

第1段落から第3段落までにいう保護は、特許所有者により又はその者の同意を得て欧州経済地域内で市販された生物学的材料の繁殖又は増殖から得られた生物学的材料であって、繁殖又は増殖が当該生物学的材料の市販目的での利用から必然的に生じる場合のものには及ばない。ただし、当該得られた材料が後に他の繁殖又は増殖に使用されないことを条件とする。

第3b条

第3a条第1段落から第3段落までの規定に拘らず、植物繁殖材料が特許所有者の同意を得て農業用途のために農業者に販売又は譲渡された場合は、このことは当該材料による収穫物を

当該農業者が自己の農場における繁殖又は増殖に使用することの授権を含む。

第 3a 条第 1 段落から第 3 段落までの規定に拘らず、種畜又はその他の動物繁殖材料が特許所有者の同意を得て農業者に販売又は譲渡された場合は、その農業者は、当該畜種又は繁殖材料を自己の農場での農業目的に使用する権利を有する。この規定は、当該材料を商業的な繁殖活動の構成要素として又はそのような活動目的で販売する権利を与えるものではない。

国王は、本条による農業者の権利の条件及び範囲を規則により定めることができる。

第 3c 条

自然界に既に存在する生物学的材料に関して特許により与えられる保護は、材料のうち特許出願において明示された産業上の利用に必要な部分にのみ及ぶ。当該生物学的材料の産業目的での可能な使用法は、特許出願書類から明白でなければならない。

第 4 条

特許出願時に当該発明をノルウェーにおいて商業的に実施していた者は、特許の付与に拘わらず、その全体的特徴を保持した上で、当該実施を継続することができる。ただし、その実施が出願人又はその前権原者に関して明白な濫用を構成するものでないことを条件とする。当該実施の権利は、当該発明をノルウェーにおいて商業的に実施するための実質的な準備を整えていた者も、同一条件で享受することができる。

第 1 段落に定める権利については、実施が始められたか又は実施が意図された事業と共にする場合に限り、これを他人に移転することができる。

第 5 条

発明は、特許が付与されたものであっても、ノルウェー領内に一時的に又は偶発的に滞在する外国の車両、船舶又は航空機に対して、当該交通手段の使用に関連して、利用することができる。

ある外国がノルウェーの航空機に関して同様の権利を付与している場合は、国王は、特許が付与されたものであっても、航空機の予備部品又は付属品を当該外国に属する航空機の修理のためにノルウェー国内に輸入して使用することができる旨を定めることができる。

第 6 条

ノルウェーにおける特許出願又は工業所有権の保護に関する 1883 年 3 月 20 日のパリ条約の締約国である外国における特許出願、発明者証出願若しくは実用新案保護出願の出願日前 12 月以内に開示された発明の特許出願は、その出願人の請求がある場合は、第 2 条第 1 段落、第 2 段落及び第 4 段落並びに第 4 条の適用上、当該先の出願と同じ日に出願されたものとみなされる。国王は、パリ条約の締約国以外でされた出願も第 1 文に述べる優先権の基礎とすることができる旨を規則で定めることができる。

国王は、前記の優先権を主張する権利についての詳細を定める。

第2章 特許出願及びその手続き等

第7条

ノルウェーの特許当局は、ノルウェー工業所有権庁である。

第8条

特許出願は、ノルウェー工業所有権庁に対して又は第3章にいう場合は第28条にいう特許当局若しくは国際機関に対して、書面によりしなければならない。

出願書類は、発明についての説明書、必要な場合の図面及び特許保護を求める内容の正確な記述(特許クレーム)を含まなければならない。発明が化合物に関するものであっても、クレームにおいて当該化合物の具体的な用途を開示することが要求されるものではない。説明書は、それにより当該技術の熟練者が当該発明を実施することができる程度に十分明確でなければならない。第8a条にいう場合において、生物学的材料に係る又は生物学的材料を使用する発明は、第8a条の要件も遵守されているときにのみ、十分な明確性をもって開示されているとみなされる。

出願書類はまた、説明書及び特許クレームについての要約書も含まなければならない。要約書は、単に技術情報として利用されるに過ぎず、他の目的で考慮に入れることはできない。

出願書類には発明者の名称が記載されなければならない。特許出願が発明者以外の者によってされる場合は、出願書類は、発明についての自己の権利を述べる出願人の宣言書を含まなければならない。ノルウェー工業所有権庁は、発明についての出願人の権利に疑義を有する場合は、権利の証明を要求することができる。

出願人は、所定の出願手数料を納付しなければならない。更に、出願人は、出願が最終的に決定される前に始まる各手数料年度について所定の年金も納付しなければならない。

本法における手数料年度は1年であり、初年度は出願日から始まり、その後の年度は各暦年の出願日に対応する日に始まる。

第8a条

発明の実施に際し、公衆の利用に供されておらず、かつ、出願書類において当該技術の熟練者が発明を実施することができるような態様で記載することのできない生物学的材料を使用するものである場合は、当該生物学的材料の試料を出願日以前に寄託しなければならない。当該試料は、その後常に、本法に基づいて当該生物学的材料の試料の分譲を受ける権限を認められる者がノルウェーで試料を入手することができるように寄託を継続しなければならない。寄託場所については、国王がこれを定める。

寄託された微生物の培養物が死滅するか又はその他の理由で試料の分譲が不可能となった場合は、それを所定の期限内に国王の定めるその他の条件により同一微生物の新規な培養物で置き換えることができる。これがされた場合は、当該新規の寄託は、先の寄託の日にされたものとみなされる。

第8b条

発明が生物学的材料若しくは伝統的知識に関するものであるか又はそれを使用するものである場合は、特許出願には発明者が生物学的材料若しくは知識を収集し又は受領した国(供給

国)に関する情報を含めなければならない。供給国の国内法により生物学的材料の入手又は伝統的知識の使用が事前の同意を条件とする場合は、当該同意が得られているか否かを出願に記載しなければならない。

供給国が生物学的材料又は伝統的知識の原産国と同一でない場合は、原産国も出願に記載しなければならない。原産国とは、生物学的材料については、その自然環境から当該材料が収集された国をいい、伝統的知識については、当該知識が開発された国をいう。原産国における国内法により生物学的材料の入手又は伝統的知識の使用が事前の同意を条件とする場合は、当該同意が得られているか否かを出願に記載しなければならない。本条に定める情報が不明の場合は、出願人はその旨を記載する。

第1段落及び第2段落に基づき生物学的材料に関する情報を開示する義務は、発明者が受領した材料の構造を改変した場合であっても適用される。人体から派生した生物学的材料に対しては、情報開示の義務は適用されない。生物学的材料が、2001年11月3日の食料農業植物遺伝資源国際条約第12条(2)及び(3)に従って取得されたときは、同条約第12条(4)に従う標準材料移転合意書の写しを、第2段落及び第3段落にいう情報に代えて、特許出願に添付しなければならない。

情報開示の義務違反は、刑法第221条に従って処罰される。情報開示の義務は、特許出願の処理及び特許付与から生じる権利の有効性を害するものではない。

第8c条

発明が人体から得られる生物学的材料に関するか又はその生物学的材料を使用する場合は、特許出願書類には、バイオバンクに関する2003年2月21日法律No.12に従って、当該生物学的材料を提供した人がその材料の使用に同意しているか否かについての情報を含めなければならない。

情報開示義務違反は、刑法第221条により処罰される。情報開示義務は、特許出願の処理又は付与された特許から生じる権利の有効性に影響するものでない。

第9条

出願人が請求すると共に所定の手数料を納付した場合は、ノルウェー工業所有権庁は、国王の定める条件に従い、その出願を1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約第15条(5)にいう国際調査機関による新規性調査に付す。

第10条

同一出願において、互いに独立した複数の発明について特許出願をすることはできない。

第11条

出願人が未だ最終決定が下されていない自己の先の出願で開示した発明について新たな特許出願をした場合において、出願人が請求するときは、後の出願は、国王の定める条件に従い、当該発明を開示する書類をノルウェー工業所有権庁が受領した日にされたものとみなされる。

第12条 [削除]

第 13 条

特許出願は、出願時に出願書類において開示されていなかった主題について保護を請求するような補正をすることはできない。

第 14 条 [削除]

第 15 条

出願人が出願に関する所定の要件を遵守していない場合又はノルウェー工業所有権庁が出願受理に対するその他の支障を認定する場合は、出願人はその旨を通知され、指定期限内に意見書を提出するか又は出願を補正するよう求められる。ただし、ノルウェー工業所有権庁は、出願人の意見を聴くことなしに、必要と判断する要約書の補正をすることができる。

出願人が指定期限内に意見書を提出しないか又は指摘された欠陥を補正する措置を取らない場合は、その出願は棚上される。その旨は、第 1 段落にいうノルウェー工業所有権庁からの通知に記載される。

ただし、出願人が前記期限の到来後 4 月以内に、処理の再開を求めて意見書を提出するか又は補正の措置を取った場合は、当該出願の処理は再開される。この場合は、所定の手数料が納付されなければならない。

第 8 条、第 41 条及び第 42 条にいう年金が納付されない場合は、出願は事前の通知なく棚上される。この理由により棚上された出願の処理は再開することができない。

第 15a 条

ノルウェー工業所有権庁が特許を第 1b 条に基づき付与すべきか又は拒絶すべきかの疑義を有する場合は、ノルウェー工業所有権庁は決定をする前に、国王によって任命された倫理委員会の助言を求める。倫理委員会は、請求を受けてから 3 月以内に助言を提出しなければならない。国王は、当該倫理委員会の手続についての具体的な規則を定めることができる。

第 16 条

ノルウェー工業所有権庁が出願人の応答を受領した後に依然として出願の受理に対する支障を認定し、かつ、その支障に関して出願人が意見を提出する機会を与えられていたものである場合は、ノルウェー工業所有権庁が更なる指令が必要であると判断しない限り、出願は拒絶される。

第 17 条

ノルウェー工業所有権庁は、出願人ではない何人かが当該発明についての権原を有する旨をノルウェー工業所有権庁に対して主張する場合において、その主張を疑わしいと判断するときは、指定期限内にその事案を裁判所に提訴することをその当事者に求めることができ、同時に、その者がこの要請に従わないときは、その者の主張はその後の事案処理の上で無視される旨をその主張者に通知する。

発明についての権利の疑義に関する訴訟が裁判所に提起されたときは、当該特許出願の処理は、事案について裁判所の最終判決が下されるまで中止することができる。

第 18 条

ノルウェー工業所有権庁は、出願人ではない何人かが発明についての権原を有することをノルウェー工業所有権庁に対して十分証明した場合において、その者が請求するときは、その理由で出願を拒絶する代わりに当該出願をその者に移転させる。移転を受けた者は、改めて出願手数料を納付しなければならない。

特許出願の移転を求める請求がされた場合は、当該請求に関する最終決定が下されるまで当該出願について棚上されず、拒絶されず又は受理されない。

第 19 条

出願が所定の要件を遵守しており、かつ、特許付与に対して何らの支障もない場合は、出願人は、特許を付与する旨の通知を受ける。

出願人が特許付与の通知を受けた後においては、特許保護の範囲を拡張するように特許クレームを補正することはできない。

第 20 条

出願人は、ノルウェー工業所有権庁による特許付与の通知を受けてから 2 月以内に特許付与に関する所定の手数料を納付しなければならない。その納付がないときは、出願は棚上される。ただし、出願人が期限到来後 4 月以内に特許付与手数料を納付した場合は、出願の処理は再開される。出願処理の再開については、所定の手数料を納付しなければならない。

出願人が発明者であり、かつ、特許付与の通知の送付から 2 月以内に特許付与手数料の納付の免除を請求する場合において、その手数料の納付が出願人に著しい困難を生じさせると認められるときは、ノルウェー工業所有権庁は当該免除を承認することができる。免除の請求が却下された場合において、却下から 2 月以内に特許付与手数料を納付するときは、所定の期限内に納付されたものとみなされる。

第 21 条

第 20 条に基づいて特許付与手数料が納付されたか又はその納付が免除された場合は、特許付与について別に何らの支障も存在していない限り、当該特許出願は受理される。その決定通知は公告される。

出願受理の決定通知が公告された場合は、特許が付与される。特許はノルウェー語又は英語で付与することができる。

特許の付与と同時に、ノルウェー工業所有権庁は特許明細書を公告する。特許明細書には、説明書、特許クレーム、要約書並びに特許所有者及び発明者の名称が含まれる。

特許が英語で付与された場合、特許明細書には特許クレームのノルウェー語への翻訳文を含む。翻訳文が英語の正文に対応していない場合、特許保護は、翻訳文と英語の正文とが合致する範囲に限り適用される。英語で付与された特許の限定又は効力に関する場合は、英語による特許クレームのみに基づいて決定がなされる。特許所有者は、第 3 文に言及される翻訳文の訂正を提出することができる。特許所有者が所定の手数料を納付した場合、ノルウェー工業所有権庁は、訂正翻訳文が提出された旨を公告し、それを公衆の利用に供する。その後は訂正翻訳文が適用される。訂正翻訳文を提出する場合は、第 66j 条第 2 段落が準用される。特許が付与された場合は、特許証が発行される。

付与された特許は、ノルウェー工業所有権庁が管理する特許登録簿に登録される。何人も、特許登録簿を閲覧し、その認証抄本を取得し、また第 22 条により公衆の利用に供されている特許出願書類の謄本及び同封物を取得する権限を有する。

第 22 条

出願書類は、特許が付与された日からすべて公衆の利用に供される。

特許が未だ付与されていない場合でも、出願日後又は第 6 条による優先権主張の場合は優先権主張日後 18 月が経過したときは、出願書類は公衆の利用に供される。ただし、出願が棚上若しくは拒絶された場合は、出願書類は、出願人が出願処理の再開を請求するか、拒絶に対する審判請求をするか又は第 72 条若しくは第 73 条に基づく権利回復の請求をしたときに限り、公衆の利用に供される。

出願人の請求があったときは、出願書類は、第 1 段落又は第 2 段落に定める期日より早期に公衆の利用に供される。

出願書類が第 2 段落又は第 3 段落に基づいて公衆の利用に供される場合は、その旨の通知がノルウェー工業所有権庁によって公告される。

特許が求められ又は付与された発明に関係のない企業秘密が出願書類に含まれる場合において、請求がされ、かつ、そうすることに特別な事情があるときは、ノルウェー工業所有権庁はその書類を公衆の利用に供しない旨の決定をすることができる。当該請求がされた場合は、その請求が第 26 条第 4 段落に従い最終決定によって拒絶されるまで、当該書類は公衆の利用に供されない。

ノルウェー工業所有権庁が出願処理に関連して作成した提案、草案、覚書及びその他類似の業務書類は、ノルウェー工業所有権庁が別段の決定を下さない限り、公衆の利用に供されない。

第 8a 条により生物学的材料の試料が寄託されている場合は、出願書類が第 1 段落、第 2 段落又は第 3 段落に従って公衆の利用に供されたときに、何人も当該試料の分譲を受ける権利を有する。特許が付与された後は、当該特許が消滅し又は無効となっても、材料の試料を請求する何人も資料の分譲を受けることができる。ただし、このことは、試料が法律又は規則による寄託材料の取扱の権限を有していない者に対して分譲されることを意味しない。また、試料を取り扱った場合に当該材料の有害特性による少なからぬ危険を生じさせると推測される者にも、当該試料は分譲されない。

第 7 段落の規定に拘らず、特許が付与されるか又は出願が特許付与されることなく最終決定されるまで、出願人は、試料が特別に指定された専門家に限り分譲されるべきことを請求することができる。この規定は、特許出願が拒絶されるか又は取り下げられた場合は、特許出願日から 20 年間同様に適用される。国王は、材料の分譲を制限する請求を提出することができる期限を規定し、かつ、専門家として指定を受けることのできる者を決定する。

試料分譲の請求は、ノルウェー工業所有権庁に対して書面で行うと共に、試料の使用に関して国王が定める制限を遵守する旨の宣言書が付されていなければならない。分譲が特別に指定された専門家に限り可能である場合は、宣言書は、当該専門家が代わって提出する。

第 23 条

公衆の利用に供されている出願が棚上又は拒絶される場合は、その決定通知は、確定となっ

たときに公告される。

第 24 条

何人も、付与された特許に対して異議申立をすることができる。異議申立は、異議理由を記載した書面により提出し、特許付与日から 9 月以内にノルウェー工業所有権庁に行く。ただし、特別な事情がある場合は、ノルウェー工業所有権庁は、異議申立の裏付けとなる更なる書類を提出するための短期の追加期限を与えることができる。

特許が第 1b 条に反することを根拠にした異議申立の期日は、特許付与日から 3 年とする。ただし、特許付与日から 9 月が経過した後に異議を申し立てる者は、所定の手数料を納付しなければならない。

特許が第 1 条に基づく特許を受ける権原を有する者以外の何人かに付与された旨の主張に基づく異議申立は、特許を受ける権原を有すると主張する者のみができる。異議申立人は、異議申立において特許が自己に移転されるよう請求することができる。

ノルウェー工業所有権庁は、第 1 段落から第 3 段落に定める条件を遵守していない異議申立を却下する。

ノルウェー工業所有権庁は、特許所有者に異議申立を通知し、当該申立について意見を提出する機会を与える。異議申立の受付中は、第 12 条が特許所有者に対して準用される。

異議申立があった場合は、この事実が特許登録簿に記録され、かつ、公告される。

異議申立された特許が英語で付与された場合、ノルウェー工業所有権庁は、特許所有者に対して特許明細書のノルウェー語への翻訳文を提出するよう命じることができる。特許所有者が、ノルウェー工業所有権庁の指定する期限内に翻訳文を提出しなかった場合、ノルウェー工業所有権庁は、特許所有者の負担で特許明細書を翻訳させることができる。

異議申立が取り下げられた場合でも、特別な理由が存在する場合は、その処理を継続することができる。

第 25 条

ノルウェー工業所有権庁は、異議申立後に特許が次の何れかに該当している場合は、特許を取り消す。

(1) 特許が第 1 条及び第 2 条に規定する条件を遵守していないにも拘らず付与されている場合

(2) 特許が、当該技術の熟練者がその説明書に基づいて実施することができる程度に十分明確には開示されていない発明に関するものである場合、又は

(3) 主題が出願時の出願の内容の範囲を超えている場合

異議申立人が、自己が特許を受ける権原を有していると主張し、かつ、自己に特許を移転するよう請求した場合は、ノルウェー工業所有権庁は、第 1 条により異議申立人が特許を受ける権原を有すると認めることを条件として、当該特許を取り消す代わりに異議申立人に移転する。第 53 条はこの場合に準用する。

ノルウェー工業所有権庁は、第 1 段落にいう特許維持の支障が存在しない場合は、異議申立を却下する。ノルウェー工業所有権庁は、特許が第 1b 条に反して付与されているか否かの疑義を有する場合は、第 15a 条におけるような助言を求める。

異議申立の受付中に、特許所有者が第 1 段落にいう理由に関して補正して特許維持の支障を

なくし、かつ、その補正が最初に付与された特許の保護範囲を拡張するものでない場合は、特許は補正された内容で維持される。

異議申立についてのノルウェー工業所有権庁の決定が確定した場合は、当該決定の通知は、特許登録簿に登録されると共に公告される。決定が特許を補正された形で維持するとの結論である場合は、ノルウェー工業所有権庁は、新たな特許明細書及び特許証を発行し、特許登録簿に新たな特許登録をする。

第 26 条

出願に関してノルウェー工業所有権庁の下した最終決定が出願人に不利なものであった場合は、出願人は、当該決定に対する審判請求をノルウェー工業所有権審判部(審判部)に提出することができる。

異議申立においてノルウェー工業所有権庁の下した最終決定が特許所有者又は異議申立人に不利なものであった場合は、関係当事者は、当該決定に対する審判請求を審判部に提出することができる。

第 15 条第 3 段落又は第 20 条第 1 段落に基づく再開の請求を拒絶する決定又は第 18 条に基づく移転の請求を受理する決定に対しては、出願人は、審判部に審判請求を提出することができる。第 18 条に基づく移転の請求を拒絶する決定に対しては、請求人が審判請求することができる。

第 22 条第 5 段落又は第 9 段落の請求を拒絶する決定に対しては、請求人が審判部に審判請求することができる。

第 27 条

審判請求は、当該決定の通知が関係当事者へ送付された日から 2 月以内にノルウェー工業所有権庁により受領されなければならない。所定の審判請求手数料を納付しなければならない。これらの規定が遵守されない場合は、審判請求は審理されない。

異議申立人が自己の審判請求を取り下げた場合でも、特別な事情により必要なときは、審理されることがある。

審判部によってされた特許出願を拒絶する決定、特許を取り消す決定又は特許を取り消す旨のノルウェー工業所有権庁の決定を維持する決定に対しては、出願人又は特許所有者がその決定通知を受けた日から 2 月を超えた場合は、裁判所に上訴することができない。上訴の期限に関する情報は、当該通知に記載される。

第 22 条第 5 段落及び第 6 段落の規定は、審判部に提出する書類に対して準用される。

第 24 条第 7 段落の規定は、異議申立に関するノルウェー工業所有権庁の決定に対する審判請求に関連して、工業所有権審判部に準用される。

第3章 国際特許出願

第28条

「国際特許出願」とは、1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約(以下「PCT」という)に従い提出された出願をいう。

国際特許出願は、国内特許当局又はPCTに従い当該出願を受領する権限を有する国際機関(以下「受理官庁」という)に提出されなければならない。ノルウェー工業所有権庁は、国王の定める規定に従い受理官庁とされる。出願人は、ノルウェー工業所有権庁に提出する国際特許出願について所定の手数料を納付しなければならない。

第29条から第38条までの規定は、ノルウェーを指定国とする国際特許出願に対して適用される。

第29条

受理官庁が国際出願日を付与した国際特許出願は、同日にノルウェーでされた特許出願と同一の効力を有する。ただし、第2条第2段落第2文の規定は、その出願が第31条に従い国内手続段階に入る場合に限り適用される。

第30条

国際特許出願は、PCT第24条(1)(i)及び(ii)にいう場合は、ノルウェーに関する限り取り下げられたとみなされる。

第31条

国際特許出願がノルウェーでの国内手続段階に入ることを出願人が希望する場合は、出願人は、国際出願日から又は優先権主張の場合は優先権主張日から31月以内に、国王の定める範囲で、国際出願書類の翻訳文をノルウェー工業所有権庁に提出するか又は国際出願書類がノルウェー語で作成されている場合はその写しをノルウェー工業所有権庁に提出しなければならない。出願人は、所定の手数料をノルウェー工業所有権庁に納付しなければならない。当該翻訳文又は写しは、所定の手数料の納付により、更に2月の追加期限内に提出することができる。

出願人が本条の規定を遵守しない場合は、当該出願は、ノルウェーに関する限り取り下げられたものとみなされる。

第32条 [削除]

第33条

国際特許出願が第31条に基づいて国内手続段階に入った場合は、本条及び第34条から第37条までの規定に従うことを条件として、第2章の規定が当該出願及びその処理に対して適用される。ただし、出願の処理は、第31条第1段落による期限が到来するまでは出願人の同意なしに進めることはできない。

第8b条及び第8c条の規定は、国際出願には適用されない。第12条の規定は、ノルウェー工業所有権庁が出願の処理を開始することができる日から適用される。

第 22 条の規定は、出願が国内手続段階に入る前にも適用されるが、ただし、出願人が出願書類の翻訳文又は出願書類がノルウェー語で作成されている場合はその写しをノルウェー工業所有権庁に提出する第 31 条の義務を遵守していることを条件とする。

第 22 条は、出願人が第 31 条に従って出願書類の翻訳文を提出する義務を履行した場合又は出願書類がノルウェー語又は英語であり、出願人がその写しをノルウェー工業所有権庁に提出した場合には、出願が国内手続段階に入る前にも適用される。

第 48 条及び第 56 条を適用する場合、国際特許は、第 3 段落に従って公衆の利用に供された時に公衆の利用に供されたものとみなされる。英語で書かれ、かつ第 3 段落に従って公衆の利用に供されたものとみなされる国際出願は、第 60 条第 1 段落を適用する場合で、出願人が特許クレームのノルウェー語への翻訳文を提出し、ノルウェー工業所有権庁がかかる翻訳文が提出された旨を公告した場合にのみ、公衆の利用に供されたものとみなされる(第 60 条第 2 段落第 1 文から第 3 文を参照のこと)。

第 34 条

国王が定める期限の到来までは、国際特許出願は受理されず、また拒絶もされない。ただし、出願人が当該期限の到来前に決定されることに同意する場合はこの限りでない。

第 35 条

国際特許出願は、国際出願日から 20 月が経過していない限り、当該出願が世界知的所有権機関(WIPO)の国際事務局によって公開されるまでは、出願人の同意なしに受理又は印刷その他類似の形態で公開されることはない。第 6 条による優先権主張の場合は、20 月の期限は優先権主張日から起算される。

第 36 条

国際特許出願が相互に独立した複数の発明に係るものと判明し、かつ、出願人が所定の期限内に PCT が定める追加手数料を納付していないことを理由として、その出願の一部が国際調査又は国際予備審査に付されなかったときは、ノルウェー工業所有権庁は、その判断が正当であったか否かを決定する検査をする。その判断が正当であったと決定したときは、その出願のうち調査又は予備審査に付されなかった部分は、ノルウェー工業所有権庁がその決定を通知した日から 2 月以内に出願人が所定の手数料を納付しない限り、取り下げられたものとみなされる。前記の判断が正当でなかったと決定したときは、ノルウェー工業所有権庁は、その出願の処理を全面的に続行する。

出願人は、ノルウェー工業所有権庁が当該特許出願は独立した複数の発明に係るものであると判断した場合の第 1 段落による決定に対して審判請求することができる。第 27 条の規定は、審判請求等の期限及びノルウェー工業所有権審判部の決定に対する訴訟手続の提起の可能性に対して準用される。

審判部がノルウェー工業所有権庁の決定を支持するときは、第 1 段落第 2 文にいう手数料の納付期限は、ノルウェー工業所有権庁が出願人に審判部の決定の通知を送付した日から起算される。

第 37 条

出願人が関係当局の要請により特許クレームを制限したという理由で国際特許出願の一部が国際予備審査に付されなかったときは、出願のうち審査に付されなかった部分は、出願人が実行された審査についての制限に関連して所定の手数料を納付するようノルウェー工業所有権庁から要請された日から 2 月以内にその手数料を納付しない限り、取り下げられたものとみなされる。

第 38 条

受理官庁が、国際特許出願に国際出願日を付与することを拒絶した場合又は出願が取り下げられたとみなす旨若しくはノルウェーの指定が取り下げられたとみなす旨を宣言した場合は、ノルウェー工業所有権庁は、出願人の請求により、その決定が正当であったか否かを定めるためにこれを検査する。国際事務局がその出願は取り下げられたとみなす旨を宣言したときも同様とする。

第 1 段落に基づく検査の請求は国王が定める期限内に国際事務局に提出されなければならない。出願人は、同期限内に国王の定める範囲で当該出願の翻訳文をノルウェー工業所有権庁に提出し、かつ、所定の出願手数料を納付しなければならない。

ノルウェー工業所有権庁が受理官庁又は国際事務局の決定は正当でなかったと判断する場合は、ノルウェー工業所有権庁は、第 2 章による当該出願の処理を続行する。受理官庁が国際出願日を付与しないときは、その出願は、ノルウェー工業所有権庁が国際出願日として認められるべきであったと認める日に出願されたとみなされる。出願は、方式及び内容に関する PCT の要件を遵守している場合は、それらの点に関しては受理される。

出願書類が第 22 条により公衆の利用に供されることを条件として、第 2 条第 2 段落第 2 文の規定は、第 3 段落により処理される出願に適用される。

第4章 特許の範囲及び存続期間

第39条

特許によって与えられる保護の範囲は、特許クレームによって決定される。説明書は、特許クレームの解釈の指針として用いることができる。

第39a条

特許所有者は、特許の保護範囲を限定するために特許クレーム又は説明書の訂正の請求をすることができる(特許の限定)。

特許限定の請求は、ノルウェー工業所有権庁に書面をもってしなければならない。請求は、第24条第1段落による異議申立のための9月の期限の到来前及び当該期間内に異議申立があった場合はその異議申立が最終決定される前には提出することができない。特許の移転を求めて訴訟が裁判所に提起された場合又は特許の差押がされた場合は、特許限定の請求は、当該訴訟について最終決定がされるか又は差押がもはや適用されなくなるまで提出することができない。特許所有者が欧州特許庁による欧州特許の限定又は取消を請求するか又は既に請求している場合は、ノルウェー工業所有権庁は、欧州特許庁がその件の最終決定をするまでは、本条第1文に従ってなされた請求の取扱を速やかに中断しなければならない。ノルウェー工業所有権庁は、本請求と特許所有者が欧州特許庁に提出した請求の間に完全な一致がない場合は、請求の取扱をその後再開する。

特許所有者は、限定手続の所定の手数料を納付しなければならない。

第39b条

当該請求が所定の要件を遵守している場合は、ノルウェー工業所有権庁は、訂正された特許が第1条から第2条までの要件を遵守しているものであるか否かについて、また、それが当該技術の熟練者が説明書に基づいて発明を実施することができる程度に十分明確に記載された発明に該当するものであるか否かについて審査する。

ノルウェー工業所有権庁は、請求を許可することに支障がないと判断したときは、これによって特許が限定される。限定は特許出願日から効力を生じる。

第39c条

特許所有者が当該請求の要件を遵守していないか又はノルウェー工業所有権庁が当該請求の受理に対するその他の支障が存在すると認めた場合は、特許所有者は、この旨を通知され、指定期限内に意見書を提出するか又は請求を訂正するよう求められる。

特許所有者が当該期限内に意見書を提出せず又は指摘された欠陥の訂正措置を取らなかった場合は、請求は却下される。その旨の情報は、第1段落にいうノルウェー工業所有権庁からの通知において与えられる。

ノルウェー工業所有権庁が特許所有者の応答を受領した後に請求の許可に対する支障を認め、かつ、特許所有者がその支障に関して意見を提出する機会を与えられている場合は、ノルウェー工業所有権庁が更なる指令が必要であると認めない限り請求は拒絶される。

第 39d 条

請求に関してノルウェー工業所有権庁の下した最終決定が、特許は請求に従って限定される旨を意味しない場合は、特許所有者は、審判部に審判請求することができる。

審判請求は、決定の通知が特許所有者に送付された日から 1 月以内にノルウェー工業所有権庁により受領されなければならない。これと同一の期限内に所定の審判請求手数料が納付されなければならない。これらの要件が順守されない場合は、審判請求は審理されない。

特許所有者は、審判請求に関する決定について裁判所に提訴することができるが、ただし、同人が決定の通知を受けた日から 1 月以内とする。法的手続を提起するための期限に係る情報は、通知中に示される。請求の宛先は審判部により代理されるノルウェー王国である。

第 39e 条

特許がこの章の規定により限定された場合は、その旨の通知は公告される。その際、ノルウェー工業所有権庁は新たな特許明細書及び特許証を発行し、限定された特許は特許登録簿に登録される。

第 40 条

付与された特許は、その出願日から 20 年間を限度として維持することができる。

特許を維持するためには、特許付与後に始まる各手数料年度について年金を納付しなければならない。第 41 条に基づく年金納付期限の到来前に特許が付与された場合は、特許所有者は、年金の最初の納付期限到来時に、特許付与前に始まっている手数料年度についての年金を併せて納付しなければならない。

第5章 年金

第41条

年金は、手数料年度が始まる暦月の末日を納付期限とする。ただし、最初の2年度分の年金納付期限は、第3手数料年度の年金納付期限が到来するまでは到来しない。年金は、その納付期日前6月より早くは納付することができない。裁判所が特許出願を拒絶する審判部の決定を破棄した場合は、第2審部門の決定後、かつ、裁判所の判決が法的拘束力を生じる日までの間に始まる手数料年度の年金は、後者の日から2月が経過するまでは納付期限が到来しない。

第11条にいう後の出願については、当該後の出願の出願日前に始まるか又はその日から2月の期間内に始まる手数料年度分の年金の納付期限は、如何なる場合においてもその日から2月が経過する前に到来することはない。国際特許出願については、当該出願が第31条に基づいて処理されたか若しくは第38条に従って処理された日前に始まる又はその日から2月以内に始まる手数料年度分の年金の納付期限は、如何なる場合においてもその日から2月が経過する前に到来することはない。

追加手数料の納付により、年金を納付期日後6月以内に納付することができる。

第42条

発明者が出願人又は特許所有者であり、かつ、年金の納付がその者にとって著しく困難であるとノルウェー工業所有権庁が判断した場合は、その者が年金の最初の納付期日以前に請求することを条件として、ノルウェー工業所有権庁は期限の延長を認めることができる。延期はその時点から3年以内とすることができるが、特許付与から3年を超えてはならない。再延長の請求は、認められた延長期間の満了前にしなければならない。

延長又は再延長の請求が却下された場合は、却下の通知が出願人又は特許所有者に送付された日から2月以内に納付された年金は、期限内に納付されたとみなされる。

納付期限延長が認められた年金は、第41条第3段落にいう追加手数料の納付により、延長期間の満了後6月以内に納付することができる。

第6章 ライセンス，移転等

第43条

特許所有者が発明を商業的に実施する権利(ライセンス)を他人に付与したときは，そのライセンスは，別段の合意がされるか又はされたとみなされない限り，他人に当該ライセンスを移転することができない。

第44条

特許，特許出願若しくは補充的保護証明書の他人への移転又はライセンス付与は，当事者の1の請求により，特許登録簿又は欧州特許出願に係るノルウェー工業所有権庁の登録簿に記録される。これは契約によるライセンスの移転にも適用される。

記録されているライセンスが終了した場合は，このことは当事者の1の請求により記録される。

抵当権法第4-11条にいうリーエンは，担保権所有者又は出願の所有者若しくはリーエンが付せられた権利の所有者の請求により，特許登録簿又は欧州特許出願に係るノルウェー工業所有権庁の登録簿に記録される。これは，当該リーエンの移転又はサブリーエンにも適用される。記録の請求書はリーエン又は移転に係る書類を含まなければならない。ノルウェー工業所有権庁は，特許登録簿又は欧州特許出願に係るノルウェー工業所有権庁の登録簿に記録された出願人又は当該権利の所有者が，明白な別段の事情がある場合を除き，リーエンに合意する権利を有するものと推定する。

このことは，リーエンにおけるサブリーエンを移転し又は設定した何人にも適用される。

特許登録簿又は欧州特許出願に係るノルウェー工業所有権庁の登録簿への差押の登録は，強制執行法第7-20条第9段落(紛争法第33-7条第2段落参照)により規定されている。

第1段落及び第2段落の規定は，強制ライセンスの付与，移転及び終了並びに第53条第3段落に基づく権利に対して準用される。

特許，特許出願又は補充的保護証明書に関する法的手続は，所有者として登録簿に記録された当事者に対して常に提起することができ，ノルウェー工業所有権庁の通知はその者に送付することができる。

ノルウェー工業所有権庁が本条に基づく何れかの事柄の記録を拒絶した場合は，当事者はノルウェー工業所有権審判部に審判請求することができる。審判請求は，拒絶通知が当該当事者に送付された日から2月以内にノルウェー工業所有権庁が受領する。規定の手数料を納付しなければならない。審判請求を処理するための条件が満たされている場合において，ノルウェー工業所有権庁が審判請求は十分に根拠があると認めるときは，同庁はその決定を変更することができる。当該決定がなされていない場合は，その案件は審判部へ転送される。審判部長は，本段落に基づく審判請求につき単独で決定を下すことができる。

第44a条

特許，特許出願及び補充的保護証明書の任意移転，ライセンスの付与，ライセンスの移転，抵当権法第4-11条にいうリーエン，当該リーエンの移転及びそこにおけるサブリーエンと差押との間に紛争が生じた場合は，特許登録簿又は欧州特許出願に係るノルウェー工業所有権庁の登録簿への記録請求が受領されている法的移転が，同日又は先に記録のために受領され

ていない法的移転に優先する。

同一日に記録のために受領された法的移転は、同一の優先度を有する。

ただし、差押は優先する。同一日に記録のために受領された差押が複数存在する場合は、最先のものが優先する。

第1段落及び第2段落に拘わらず、後の権利が権利の任意移転に基づくものであり、かつ、譲受人が、記録請求をノルウェー工業所有権庁が受領した時点で、先の権利について知っていたか又は知るべきであった場合には、先の権利が優先する。

土地登録法の第23条から第26条まで及び第30条から第32条までが、適合する限り準用される。

第1段落にいう法的移転と、抵当権法第3-4条又は第5-4条に基づく運用上の付属事項であって特許出願、特許、補充的保護証明書又は当該権利に関するライセンスを含むものとの間に紛争が生じた場合は、ノルウェー工業所有権庁により記録のために受領された法的移転が、運用上の付属事項であって同一日又はそれより先に抵当動産登録簿への登録のための記録が受領されていないものに関するリーエンに優先する。第2段落が準用される。抵当動産登録簿への登録のために受領されていない、運用上の付属事項に関する先のリーエンは、第1段落にいう後の法的移転に優先するが、先の権利が任意の法的移転に基づいており、かつ、譲受人が、記録請求をノルウェー工業所有権庁が受領した時点で、運用上の付属事項に関するリーエンについて知っていたか又は知るべきであったことを前提とする。

第45条

発明がノルウェーにおいて適切な程度に実施されずに、特許付与後3年、かつ、出願後4年が経過している場合は、当該発明不実施についての正当な理由がない限り、ノルウェーにおいて当該発明の実施を希望する何人も、その目的での強制ライセンスを取得することができる。

第1段落の適用上、WTO条約の締約国又は欧州経済地域における発明の実施は、特許権が輸入を禁止しない限り、ノルウェー国内での実施と同等視される。国際条約に従って相互義務を遵守する範囲での他の国における実施についても同じことが言える。

第46条

その実施が他人の特許発明に従属する発明の特許所有者は、自己の発明が当該他人の発明との関係で著しい経済的意義のある重要な技術的進歩を有する場合は、他人の特許によって保護されている発明を実施する強制ライセンスを取得することができる。

強制ライセンスが適用される発明の特許所有者は、適切な条件で、相手方の発明を実施する強制ライセンスを取得する権限を有する。

第46a条

育成者が先の特許を侵害することなしには植物品種についての権利を取得又は実施することができない場合は、その者は、適切なロイヤルティの支払を条件として、当該植物品種の実施に必要な範囲で、当該特許で保護されている発明の非排他的な実施のための強制ライセンスを申請することができる。強制ライセンスは、当該植物品種が当該発明との関係で著しい経済的意義のある重要な技術的進歩を有することを申請人が証明することができる場合に限

り付与される。

植物品種の保護に関する 1993 年 3 月 12 日法律 No. 32 第 28 条第 2 段落に従って、保護された植物品種の利用について強制ライセンスが特許所有者に付与された場合は、植物品種権の所有者は、特許発明の強制ライセンスを適切な条件で得る権限を有する。

第 47 条

次の何れかに該当する場合は、他人が特許を得ている発明を商業的に実施することを望む者は、強制ライセンスを得ることができる。

- (1) 重要な公益から必要とされる場合
- (2) 当該特許権が競争を大幅に制限して実施されている場合

第 48 条

ノルウェーで特許出願された発明を、その出願書類が公衆の利用に供された時点で商業的に実施していた者は、当該出願に特許が付与された場合に、特別な事情により望ましいとき、かつ、その者が当該出願を知らず、合理的に判断して知ることができなかつたときは、当該発明の実施についての強制ライセンスを取得することができる。当該権利は、同様の条件で、ノルウェーにおいて当該発明を商業的に実施する実質的な準備をしていた者も享受する。強制ライセンスはまた、特許付与前の期間も対象とすることができる。

第 49 条

強制ライセンスは、契約により適切な取引条件でライセンスを得る努力をしたにも拘らず適切な期間にこれに至っていない者及びライセンス条件を遵守して許容することができる態様で発明を実施する能力があると推定できる者に限り付与することができる。

強制ライセンスは、特許所有者が自ら当該発明を実施し又は他人にライセンスを付与することを妨げるものではない。

強制ライセンスは、当該発明が実施されているか又は実施が意図されていた事業と共にする場合に限り、移転することができる。更に、第 46 条第 1 段落によって取得された強制ライセンスは従属特許と共にする場合に限り、移転することができる。

半導体技術の場合は、強制的ライセンスは、非商業的な公共使用のために又は司法若しくは行政手続において競争抑止的であるか又は第 47 条(2)に該当すると決定された実施の是正を目的にした場合に限り付与される。

強制的ライセンスは、主に国内市場への供給を目的として付与される。国王は、これ以外の規定を規則で定めることができる。

第 50 条

強制ライセンスは本条に従い裁判所によって付与される他、第 50a 条の規定に従いノルウェー競争庁によっても付与される。

強制ライセンスを審理する決定において、裁判所は、発明を実施することのできる範囲も決定し、かつ、ライセンスの対価及びその他の条件も定める。対価は、それぞれの場合の事情を考慮に入れて適切なものとする。対価の査定においては、ライセンスの価値が考慮されなければならない。

重要な事情の変更が生じた場合は、裁判所は、何れかの当事者からの請求により、ライセンスを取り消すか又は新たな条件を定めることができる。

強制ライセンスを付与し又は延長する決定において、裁判所は、当該決定が法的効力を有するようになる前の期間においても決定による発明実施の権利を強制ライセンス所有者が有するものと判断することができる。事前実施の申立は、事件の実体に関する裁判官の最終審理の前になされなければならない。当該決定が法的効力を有するようになる前に異議申立されたことにより強制ライセンスが取り消された場合は、強制ライセンス所有者は、実施により生じた損失賠償を適切とみなされる範囲で支払う義務を負う。第 3 文は、強制ライセンスに制限が課せられた場合に準用する。第 1 文に基づく決定において、裁判所は、ライセンシーに対して第 3 文及び第 4 文に基づく義務のための担保を提供するよう指示することができる。強制ライセンスを付与し又は延長する決定が法的効力を有するようになる前に異議申立された場合は、当該決定を提訴された裁判所は、第 1 文及び第 4 文に基づく決定をし又は取り消すことができる。当該決定は当該事項についての命令又は最終判決によってされる。第 2 文参照。第 6 文に基づく命令は、当該事項についての最終判決に対する上訴と共にする場合に限り異議申立が認められる。

第 50a 条

ノルウェー競争庁に対してされる強制ライセンス付与の請求には、その請求の理由及び第 49 条第 1 段落という状況の詳細を具体的に記載しなければならない。請求にはライセンスの範囲並びにその当事者が適切と考える対価及びその他の条件を記載する。これには所定の手数料を納付しなければならない。当該請求がこれらの要件を遵守していない場合は、ノルウェー競争庁は、不備を更正するための適切な期間を付与する。期限内に請求における不備が更正されない場合は、ノルウェー競争庁が更なる更正の期間を付与する理由があると判断しない限り、請求は却下される。

ノルウェー工業所有権庁、植物品種委員会又はその他の所轄当局は、ノルウェー競争庁又は審判部からの要請により、要請を受けた日から 6 週以内に当該事件についての意見を提供する。

何人も、強制ライセンスに関する事件に関連してノルウェー競争庁又は審判部が要求する情報をこれら機関に提供することができる。ノルウェー競争庁は、必要な場合は、当事者を口頭による審理のために召喚することができる。国王は、これらの手続について特別に規則で定めることができる。

第 50 条第 3 段落の規定は、本条に基づく事件に対して準用される。ただし、ノルウェー競争庁又は審判部は、裁判所によって付与又は審理されたライセンスを取り消し又は修正する権限は有していない。

行政決定の執行については、行政法第 42 条が適用される。ノルウェー競争庁又は審判部の決定から 2 月以内に提起された異議申立又は訴訟により強制ライセンスが取り消され又は制限された場合は、ライセンシーは、実施により生じた経済的損失について適切な賠償を支払う義務を負う。ノルウェー競争庁又は審判部は、強制ライセンスに関する決定において、当該ライセンス所有者が本段落第 2 文により義務に対する担保を提供することを条件として要求することができる。

訴訟において、裁判所は、本段落により、ノルウェー競争庁又は審判部の決定をすべての点

で審理する全面的な司法権を有する。ただし，訴訟は，強制ライセンスについての決定が略式で否認され又は取り消されたことを理由としては提起することはできない。本段落により特許所有者によって提起される訴訟は，強制ライセンス所有者を被告としなければならない。

第7章 特許の終了等

第51条

年金が第40条、第41条及び第42条に従って納付されない場合は、特許は、年金が納付されなかった手数料年度の開始日から失効する。

第52条

次の場合は、特許は、裁判所の判決により全部又は一部を無効にすることができる。

- (1) 第1条から第2条までの要件が不遵守であるにも拘らず特許が付与されている場合
- (2) 特許が説明書に基づいて当該技術の熟練者が発明を実施することができる程度に十分には明確でない説明書の発明に関するものである場合
- (3) 特許が出願時の出願書類において開示されなかった主題を含んでいる場合
- (4) 特許の保護範囲が付与後に拡張されている場合、又は
- (5) 特許限定の請求後に、保護範囲を拡張する態様で特許が訂正されている場合

特許が部分的に無効であって、特許所有者の請求に従って特許クレームを訂正することにより限定された方式で維持することができる場合は、その請求に従って特許を維持しなければならない。

特許は、特許所有者が特許に対して部分的に権原を有するに過ぎないことを理由として全面的に無効とされることはない。

第4段落及び第5段落の規定に従うことを条件として、本規定による訴訟手続は、何人も提起することができる。

特許が第1条に基づいてその権原者以外の者に付与されたことを理由にする訴訟手続は、当該特許に対して権原を有すると主張する者に限り提起することができる。当該手続は、特許が付与された事実及び訴因となるその他の事実を原告が知った時から1年以内に提起しなければならない。特許所有者が、特許を付与された時、特許を取得した時又は特許が自己に移転された時に善意であった場合は、特許の付与又は移転の時から3年を経過した後は、訴訟を提起することはできない。

特許が当該特許を受ける権原を有する者以外の者に付与されたことを主張して第24条に基づいて異議申立をした当事者は、異議申立に関するノルウェー工業所有権庁又はノルウェー工業所有権審判部の最終決定が当該当事者に送付された日から2月以内に、その疑義の審理のために訴訟を提起することができる。

第1段落に従ってなされた裁判所の判決は、特許出願日から発効する。

第52a条

第52条によって提起される訴訟手続が、特許が第1b条に違反して付与されたものか否かの疑義を掲げる場合は、裁判所は、特許事案倫理委員会の助言を求めることができる。第15a条参照。

裁判所は、当事者の抗弁の意思の届けを受領次第直ちに、前記助言を求めるべきか否かを決定する。助言の請求は、書面で提出するものとし、請求の理由を述べる。当事者は、助言が求められるべきか否かに関し、また請求の文言に関して意見を提出する機会を与えられる。請求は、倫理委員会への請求の提出と同時に当事者に送られる。当事者は、意見書を倫理委員

会に提出するための最長 3 週間の期限を同時に与えられる。

倫理委員会は、請求の受領後 3 月以内に助言を与えなければならない。倫理委員会の助言は書面によるものとし、その基礎とする理由を含まなければならない。助言は、倫理委員会の議長が、事案の内容に基づいて、倫理委員会の 3 名の委員がその請求を処理することで十分と判断する場合を除き、倫理委員会の全員が与えなければならない。倫理委員会の委員は、共同の助言を与えるように努めなければならない。助言は裁判所及び当事者へ送付される。裁判所は、倫理委員会の助言に対する意見書を提出するための 3 週間の期限を当事者に与える。事案に関する主手続は、この期限の到来後に限り行うことができる。

倫理委員会が裁判所へ助言を与える訴訟手続の事案書類は、ノルウェー情報自由法の対象にならない。何人も、判決が出された後は、倫理委員会が作成した助言を閲覧する権限を有する。

第 52b 条

何人も、ノルウェー工業所有権庁の決定により特許を一部又は全部において無効と宣言するようノルウェー工業所有権庁に請求することができる(行政審理)。

行政審理の請求は、ノルウェー工業所有権庁に書面で提出し、次のとおりとしなければならない。

- a. 請求人の名称及び住所を陳述し、
- b. 請求に係る特許を陳述し、
- c. 請求の基礎となる理由を陳述し、及び
- d. 請求の裏付として依拠する事項の必要書類を含む。

更に、請求は国王が規則で定める要件を満たさなければならず、所定の手数料を納付しなければならない。

請求が、第 2 段落、第 52c 条又は第 52d 条第 1 段落第 1 文の要件を満たさない場合は、ノルウェー工業所有権庁は、意見の提出、また可能な場合は不備の補正のために合理的な期限を与える。不備が期限到来前に補正されない場合は、ノルウェー工業所有権庁が補正のための期限の延長が与えられることを認めない限り、請求は却下される。

ノルウェー工業所有権庁は、行政審理の請求がなされた旨を公告し、特許所有者に提示する。特許所有者には、請求に対する意見を提出する機会を与える。行政審理を請求する当事者は、特許登録簿に住所登録されているライセンシー全員に書留郵便でこの通知をしなければならない。当該通知書類が出されない場合は、ノルウェー工業所有権庁は当該通知の期限を定めることができる。この期限が遵守されない場合は、請求は却下されなければならない。

同じ特許について行政審理の請求が 2 又はそれ以上出されている場合は、ノルウェー工業所有権庁は、当事者の何人も合理的な異議申立をしないときは事案を統合することができる。

ノルウェー工業所有権庁は、第 51 条又は第 54 条に従って特許が満了した又は満了する場合でも、行政審理を請求する当事者が特許の満了後もこの件の審理を受けることに法的利害を有するときは、行政審理の請求を考慮することができる。

ノルウェー工業所有権庁は、行政審理の請求に陳述されていない事項を考慮することができる。

何人も、行政審理手続の書類の閲覧を請求することができる。第 22 条第 5 段落及び第 6 段落の規定が準用される。

第 24 条第 7 段落の規定は、異議申立に関するノルウェー工業所有権庁の決定に対する審判請求に関連して、工業所有権審判部に準用される。

第 52c 条

行政審理の請求は、異議申立の期限到来前に又は特許所有者が請求した異議申立手続若しくは特許限定手続の係属中は、提出することはできない。また、特許に関する訴訟手続が裁判所に係属中の場合も同様とする。行政審理の請求に関して最終決定がなされる前に裁判所に対して特許に関する訴訟手続が提起された場合は、ノルウェー工業所有権庁は、行政審理が特許所有者以外の者によって請求されているときは、訴訟手続が最終決定されるまで行政審理の取扱を中断する。行政審理を請求する者は、行政審理手続がノルウェー工業所有権庁に対して係属中である間は特許に関する訴訟手続を提起することはできない。

行政審理の請求は、最終決定の執行に関する規則により特許に関する新たな訴訟手続を裁判所に提起することが禁じられる場合は、特許の有効性について裁判所に対して先に訴訟手続を提起した者によりすることはできない。

第 52d 条

行政審理の請求は、特許が第 1 条及び第 2 条の要件に違反して付与されたことを理由とする場合に限りすることができるが、特許が発明に対する権原を有する者以外の者に付与されたことを理由としては、することはできない。第 1 条第 1 段落参照。ノルウェー工業所有権庁が第 1b 条に違反して特許が付与されたか否かについて疑義がある場合は、ノルウェー工業所有権庁は特許事案倫理委員会の助言を求める。

特許が第 1 条及び第 2 条に違反して付与されているとノルウェー工業所有権庁が判断する場合で、無効の理由が特許の訂正により救済することができない場合は、特許は無効を宣言される。特許は、ノルウェー工業所有権庁が意図する訂正案に特許所有者が同意する場合に限り訂正された形で維持することができる。特許所有者が訂正案に同意しない場合は、特許は無効を宣言される。請求を一部又は全部満たす根拠がない場合は、ノルウェー工業所有権庁は請求を却下し、特許を維持する旨を宣言する。

特許が訂正された形で維持される場合は、特許所有者は、指定期限内に特許訂正の所定の手数料を納付しなければならない。手数料が期限に納付されない場合は、特許は無効を宣言される。

特許を一部又は全部無効である旨を宣言する決定は、特許出願日から有効となる。ノルウェー工業所有権庁は、決定を公告する。

第 52e 条

行政審理の請求に関してノルウェー工業所有権庁の下した決定は、当該決定から不利を蒙る当事者が審判部に審判請求することができる。審判請求は、決定の通知が当該当事者に送付された日から 2 月以内にノルウェー工業所有権庁により受領されていなければならない。所定の手数料が納付されなければならない。当該手数料の納付がない場合は、審判請求は審理されない。

審判請求には次の詳細を記載しなければならない。

a. 審判請求人の名称及び住所

- b. 不服申立が関係する決定
- c. 審判請求人が主張する決定の変更、及び
- d. 審判請求の基礎となる理由

更に、審判請求は、規則により国王が定める要件を遵守しなければならない。該当する場合は、第 52b 条第 3 段落を相応に適用する。

行政審理の請求に関する決定であって特許を無効とするもの又は訂正するものは、ノルウェー工業所有権庁の決定により不利を蒙る当事者に決定の通知が送付されてから 2 月経過後は裁判所に提訴することができない。提訴の期限についての情報は、通知中に示される。申立は、ノルウェー工業所有権庁又は工業所有権審判部により代理されるノルウェー王国を宛先とする。行政審理の請求を拒絶又は却下する決定は、裁判所へ提訴することができない。

第 24 条第 7 段落の規定は、異議申立に関するノルウェー工業所有権庁の決定に対する審判請求に関連して、工業所有権審判部に準用される。

第 53 条

特許が第 1 条に基づく権原者以外の者に付与された場合において、その権原者が請求したときは、裁判所はその者に特許を移転する。

第 52 条第 4 段落及び第 5 段落に基づく裁判所への提訴期限は、本規定に基づく訴訟に対して準用する。

特許を剥奪された当事者は、ノルウェーにおいて善意で当該発明を商業的に実施し始めているか又はそのような実施の実質的な準備をしていた場合は、適切な補償と引き換えに、かつ、その他の適切な条件の下に、実施の全体的内容を保持して実施を継続し又は準備した実施を開始する権限を有する。このような権利は、登録されているライセンス所有者も同様の条件で享受することができる。この権利は、当該実施がされている事業又は実施が意図されていた事業と共にする場合に限り他人に移転することができる。

第 54 条

特許所有者がノルウェー工業所有権庁への書面による届出をもってその特許を放棄するときは、ノルウェー工業所有権庁はその特許の取消を宣言する。

特許移転の訴訟手続が提起されているか又は特許が差し押さえられているときは、当該訴訟の判決が確定するか又は当該差押が取り消されるまで特許の取消を宣言することはできない。

第 55 条

特許が失効するか、無効とされるか、移転されるか、終了を宣言されるか又は訂正された形で維持されているときは、ノルウェー工業所有権庁はその旨を公告する。

第 8 章 特許に関する情報の提供義務

第 56 条

特許出願人であって自己の特許出願書類が公衆に利用可能とされる前に他人に対してその出願を主張する者は、請求により、その他人に当該出願書類を閲覧させなければならない。出願が第 8a 条にいう微生物の生物学的材料試料の寄託を伴うものである場合は、その他人は当該培養物試料の分譲を受ける権利を有する。第 22 条第 7 段落第 3 文及び第 4 文、第 8 段落及び第 9 段落の規定が準用される。

他人への直接の伝達によるか、広告によるか、商品若しくはその包装への標記によるか又はその他の方法によって特許が出願中であること又は特許が付与されていることを表示しながら、同時に出願番号又は特許番号に係る情報を表示しない者は、請求する何人に対しても不当な遅滞なしに当該情報を提供しなければならない。特許が出願中であること又は特許が付与されていることを明確に表示してはいないが、その表示によってそれが事実であるとの印象を与える虞がある場合にも、特許が出願中であるか又は特許が付与されているかに関する情報を、請求により不当な遅滞なしに提供しなければならない。

第9章 法的保護等に関する規定

第56a条

特許を侵害し又はそれを幫助若しくは教唆した者には、判決により当該行為の反復を禁止することができる。侵害を構成することになる行為を実行する目的で相当な準備をした者又はその他に当人が侵害を犯すと懸念される特別な根拠を示すような方法で行動した者には、判決により行為の実行を禁止することができる。

第57条

特許を侵害する者は何人も、罰金又は1年以下の拘禁に処せられる。

特に重大な事情が存在する場合は、罰金又は3年以下の拘禁とする。特に重大な事情が存在するか否かを評価するときは、特許所有者の蒙った損害に特に重点が置かれるが、これには特許所有者の商業上の名声に対する損害、侵害者が得た利益及びその他の点での侵害の範囲が含まれる。

本規定への違反については、訴追が公共の利益に必要とされない(刑事訴訟法第62a条参照)場合は、訴追されることはない。

第58条

故意又は過失により犯された特許侵害について、侵害者は特許所有者に次を支払わなければならない。

- a) 実施に係る合理的なライセンス料に相当する賠償及び侵害から生じた損失であってライセンス契約の関係では生じる筈のなかったものの賠償
- b) 侵害から生じた一切の損失に係る損害賠償、又は
- c) 侵害により得られた利益に相当する賠償

賠償及び損害賠償は、a)からc)までの規定のうち特許所有者に最も有利なものに基づいて決定される。

侵害が故意又は重大な過失により犯された場合において、特許所有者の要求があったときは、侵害者は、第1段落に規定する賠償及び損害賠償に代えて、実施に係る合理的なライセンス料の2倍に相当する賠償を支払わなければならない。

第1段落及び第2段落は、幫助及び教唆に対しても相応に適用される。

善意で生じた侵害については、侵害者は、不合理であると判断されない限り、実施に係る合理的ライセンス料に相当する賠償又は侵害の結果として得られた利益に相当する賠償を支払う。

第1段落から第3段落に基づく責任は、賠償に関する1969年6月13日の法律第26号第5-2条により減じることができる。

第59条

侵害を防止するために、裁判所は、そうすることが合理的とみなされる限り、特許侵害を構成する製品に関し及び当該製品の製造に主として使用されたか又は使用される予定の材料及び器具に関して取るべき予防措置を命じることができる。当該措置は、特に、製品並びに材料及び器具について次の通りとすることである。

- a) 商業経路から回収すること
- b) 商業経路から最終的に除去すること
- c) 廃棄すること，又は
- d) 特許所有者に引き渡すこと

当該措置が課せられる否かの決定及び可能な措置間の選択は，釣合原則の評価に基づいてなされる。特に考慮されるべきは，侵害の重大性，措置の効果及び第三者の利益である。

第1段落は，第56a条第2文にいう場合に相応に適用される。

本条に従って課せられた措置は，特許所有者が当該措置の対象である当事者に補償を支払うことを条件とするものではなく，また，第58条に従う賠償又は損害賠償を受ける特許所有者の権利に影響を及ぼさない。措置は，特別な理由により別段の指示があるときを除き，被告の責任で実行される。

第59a条

第56a条及び第59条に従って措置を定める代わりに，裁判所は，そうすることに特別な理由が存在するときは，特許所有者への合理的な賠償を対価として，かつ，適切な期間及びその他の条件で，特許存続期間中又はその一部に亘り発明の実施に係る許可を与えることができる。当該許可は，善意で行為をした者のみに付与することができる。

第59b条

裁判所は，侵害事件に係る判決において，判決についての情報が適切な方法で侵害者の費用負担により侵害者側に伝えられるよう命じることができる。これは幫助及び教唆に対し及び第56a条第2文にいう事情に対して相応に適用される。

第60条

出願書類が第22条に従って公衆の利用に供された日後に何人かが特許された発明を許可なく業として実施する場合は，出願が発明特許となる範囲で特許侵害に関する規定を準用する。ただし，特許の付与前の期間においては，特許保護は，出願が公衆の利用に供された時点で文言化された特許クレーム及び最終的に特許付与された時点での特許クレームの両方で開示された主題のみを対象とする。特許付与前の発明の実施に対しては罰則が科せられない。特許付与前の実施の結果としての賠償及び損害賠償は，第58条第1段落から第3段落までに従ってのみ命じることができる。

特許出願書類が英語の場合，出願人は出願における特許クレームのノルウェー語への翻訳文を提出することができる。ノルウェー工業所有権庁は，出願書類が第22条に従って公衆の利用に供された時に翻訳文が提出されたことを確認する公告を行う。公告日より，第1段落が英語の出願書類に準用される。翻訳文が英語の正文に対応していない場合，特許保護は，翻訳文と英語の正文とが合致する範囲においてのみ適用される。特許所有者は，第1文に言及された翻訳文の訂正を提出することができる。ノルウェー工業所有権庁は，訂正翻訳文が提出されたことを確認する公告を行うものとし，出願人が所定の手数料を納付した場合は当該翻訳文を公衆に利用可能とする。その後，訂正翻訳文が適用される。訂正翻訳文を提出する場合は，第66j条第2段落が準用される。

本規定に従う請求の法定期限は，特許が付与されるまで進行を開始しない。

第 61 条

特許侵害に関する民事訴訟において、特許の無効又は特許の移転を命じる判決がない状態で特許が無効であること又は移転の条件が遵守されていること(第 52 条及び第 53 条参照)を理由として債務免除とすることはできない。ただし、債務免除は第 25 条により特許が取り消され若しくは移転されたこと又は特許が第 52d 条により無効を宣言されたことを理由としてすることができる。

第 1 段落の規定に拘らず、債務免除は、限定される前の特許の部分が特許限定によって無効となっていることを理由とすることができるが、ただし、限定された場合の特許が無効であることを理由とすることはできない。

第 62 条

故意又は過失により第 56 条に規定される情報の提供若しくは書類を他人に閲覧させることを怠った者又は第 56 条にいう場合において誤った情報を提供した者は、罰金に処せられる他、適切と判断される範囲で生じた損害を賠償する責任を負う。

第 9a 章 医薬品についての保護期間の延長

第 62a 条

欧州経済地域設立協定の付属書 XVII 第 6 条 [医薬品の補充的保護証明書に関する欧州議会及び理事会 (EC) 規則 (EC) No. 469/2009] は、同協定の付属書 XVII, 第 1 議定書及び同協定の他の条項に定められる改正及び追加を含め、ノルウェー法として適用される。

補充的保護証明書及び当該証明書の延長を求める申請は、ノルウェー工業所有権庁に提出しなければならない。申請人は所定の手数料を納付する。

保護証明書の場合は、所定の手数料は特許期間終了後に開始する各手数料年度につき納付する。その他の点では、これらの年間手数料に対して特許の年金に対すると同一の規則が適用される。

保護証明書及び延長の申請、それらの処理及び審査に関し、保護証明書の登録に関し並びに決定に対する審判請求に関しては、更なる規定を国王が定める。通信宛先に関する第 67 条の規定は、保護証明書の所有者及び申請人に対し準用される。

第 57 条及び第 62 条の罰則規定は、保護証明書に対して準用される。

第 62b 条

欧州経済地域協定の付属書 XVII 第 6a 条 [植物保護製品の補充的保護証明書の創設に関する欧州議会及び理事会規則 (EC) No. 1610/96] は、同協定の第 1 議定書及び同協定全体に定められる改正及び追加を含め、法律として適用される。

第 62a 条第 2 段落から第 5 段落までが準用される。

第 10 章 訴訟手続に関する規定

第 63 条

次の訴訟はオスロ地方裁判所に提起する。

1. 特許出願の対象である発明に対する権利に関する訴訟
2. ノルウェー工業所有権審判部の決定であって、特許出願を拒絶し、特許を取り消し、又は第 1 審の取消決定を確認したものに關する訴訟(第 27 条第 3 段落参照)
3. 特許の限定の請求に関する訴訟(第 39d 条第 3 段落参照)
4. 特許の無効又は移転に関する訴訟(第 52 条及び第 53 条参照)
5. 強制ライセンスに関する訴訟(第 50 条及び第 50a 条参照)
6. 行政審理の請求に関する訴訟(第 52e 条第 3 段落参照)
7. 特許侵害に関する民事訴訟

オスロ市裁判所は、ノルウェーの居住者でない特許出願人及び特許所有者による訴訟を審理する権限を有する。

第 63a 条

欧州特許の侵害又は効力に関する訴訟において、裁判所は、欧州特許庁が特許の取消又は限定に関する手続において最終決定を下すまで又は欧州特許庁が特許を取り消すことができなくなるまで手続を停止することができる。

第 63b 条

次の場合は、欧州特許を付与される権利に関する訴訟は、ノルウェー裁判所の管轄に帰属する。

- a. 欧州特許を出願する者であって居所又は本社をノルウェーに有する者に対して訴訟が提起されている場合
- b. 権利を主張する者が、居所又は本社をノルウェーに有し、出願人が居所又は本社を欧州特許条約加盟国に有していない場合、又は
- c. 当事者が、訴訟はノルウェー裁判所に提起されるべき旨を書面によって又は書面による確認付きの口頭で合意している場合

欧州特許を付与される権利に関する訴訟であって、従業者によりなされた発明についての使用者と従業者間でのものは、次の場合は、ノルウェー裁判所の管轄に帰属する。

- a. 従業者が、主にノルウェーで雇用されている場合又は何れの国で主に雇用されているか確かめることができないときは、その従業者がノルウェーの事業所に所属している場合、又は
- b. 当事者が、訴訟はノルウェー裁判所に提起されるべき旨を書面によって又は書面による確認付きの口頭で合意しており、当該合意が、問題の雇用関係に適用される国法に従っている場合

ノルウェーの法律が雇用契約に適用される場合は、本段落にいう訴訟が外国の裁判所に提起されるべきことが有効に合意されることはできない。本段落に従って提起される訴訟は、従業者が主に雇用されている国の適用法又はその国を確認することはできない場合は、従業者が所属する事業所が所在する国における適用法を基礎として決定されなければならない。

第 63c 条

欧州特許を付与される権利に関する訴訟は、出願の同一主題に関する同一当事者間の訴訟手続が欧州特許条約加盟国である別の国における裁判所又は他の機関に先に提起されている場合は、却下されなければならない。外国において訴訟手続が提起された裁判所又は機関による訴訟の聴聞に対する異議申立がなされた場合は、裁判所はその事案に関して最終決定がなされるまで手続を停止する。

第 63d 条

出願に指定された 1 以上の国についての欧州特許を付与される権利に関する訴訟手続に関連して欧州特許条約加盟国の何れかの国でなされた執行可能な最終判決は、ノルウェーにおいて速やかな拘束力を有し執行することができる。決定の有効性又は決定を下した裁判所若しくは機関の権限についての審理はなされない。次の場合は、決定はこのような最終の拘束力は有さない。

- a. 欧州特許の出願人であってクレームを争わなかった者が、訴訟手続(段落第 1 文参照)の提起の基礎となった書類が、当事者がクレームを争うことができるようには当該当事者に提供されなかったことを証明する場合、又は
- b. 段落第 1 文に従ってなされた決定が欧州特許条約加盟国において同一の当事者間の手続においてなされた別の決定に反するもので、この事案が受理を求められている決定を生じた事案よりも先の日付であることを出願人が証明する場合

第 63e 条

特許出願書類又は特許明細書のノルウェー語への完全な翻訳文がノルウェー工業所有権庁において利用可能でない場合には、裁判所は、第 63 条第 1 段落に言及する訴訟において、特許出願人、特許所有者又はライセンス所有者に対してかかる翻訳文を提出するよう命令することができる。特許出願人、特許所有者又はライセンス所有者が原告である場合に、かかる翻訳文の提出命令が遵守されないときは、訴訟は棄却することができる。特許出願人、特許所有者又はライセンス所有者が被告である場合に、翻訳文の提出命令が遵守されないときは、裁判所は、翻訳文が被告のために入手されるべきと決定することができる。

本条は、第 62a 条及び第 62b 条に言及される補充的保護証明書に関する訴訟に準用される。

第 64 条

特許の効力、自己への特許の移転又は強制ライセンスに関して訴訟を提起する者は、同時に、ノルウェー工業所有権庁に通知し、かつ、特許登録簿に記録されているライセンシー若しくはリーエン所有者であってその住所が登録簿に記載されている者に、書留郵便によりその旨を通知しなければならない。特許侵害に関する訴訟を提起しようとするライセンシー又はリーエン所有者は、登録簿に特許所有者の住所が記載されている場合は、相応に特許所有者に通知しなければならない。

原告が第一段落にいう通知をしたことを立証できない場合は、裁判所は、当該通知を送付する期限を定めることができる。当該期限が遵守されないときは、事案は棄却される。

第 65 条

特許権に関する場合において、裁判所は、当事者又は証人の産業秘密又は企業秘密を守るため、審理の全部又は一部を非公開とする決定をすることができる。

第 66 条

欧州特許がノルウェーで有効となるためには、特許所有者は、欧州特許庁が特許付与の決定を公告した日から 3 月以内に、第 2 段落に定める決定の基礎となる正文の翻訳文をノルウェー工業所有権庁に送付し、所定の手数料を納付しなければならない。欧州特許が異議申立手続又は審判請求手続の後に又は纏められた特許限定を通じて訂正された形で維持されるべきことを欧州特許庁が決定した場合も、同じことが適用される。本段落による期限が経過した場合は、第 72 条第 1 段落の規定が準用される。期限の不遵守にも拘らず権利の喪失という結果にはならないと決定された場合は、ノルウェー工業所有権庁はこれを公告する。

第 1 段落第 1 文又は第 2 文に従って翻訳文を提出する場合は、特許クレームのノルウェー語への翻訳文が常に提出されなければならない。特許がフランス語又はドイツ語で付与された場合、出願人は説明書のノルウェー語又は英語への翻訳文も提出しなければならない。特許出願が英語で付与された場合、出願人は説明書のノルウェー語への翻訳文を提出することができる。

翻訳文は公衆の利用に供される。ただし、欧州特許出願が欧州特許庁によって公告されるまで、これは適用されない。

欧州特許庁が特許付与の決定を公告し、第 1 段落における要件が充足された場合、ノルウェー工業所有権庁は、当該特許がノルウェーにおいて有効である旨を公告する。欧州特許庁が行った決定に従って修正された様式において欧州特許が維持されるべき場合には、同じことが適用される。

第 63 条に言及される場合において、裁判所は判決書の写しをノルウェー工業所有権庁に送付する。

第 10a 章 欧州特許

第 66a 条

欧州特許は、欧州特許の付与に関する 1973 年 10 月 5 日の条約(欧州特許条約)に従って欧州特許庁によって付与される特許である。欧州特許出願は、当該特許の出願である。

欧州特許出願は、欧州特許庁又はノルウェー工業所有権庁に出願することができ、ノルウェー工業所有権庁は指定期限内にそれを欧州特許庁へ転送する。ただし、欧州分割出願は欧州特許条約第 76 条に従って欧州特許庁へ直接提出しなければならない。

第 66b 条

欧州特許の付与は、欧州特許庁がその決定を公告したときになされる。特許がノルウェーで有効であると明記された場合は、特許は、第 66c 条第 1 段落の要件が遵守されたときにノルウェー工業所有権庁によって付与された特許と同じ効力を有し同じ規定に従う。

欧州特許を全部又は一部取消又は限定する欧州特許庁の決定は、ノルウェー工業所有権庁によってなされた対応する決定と同じ効力をノルウェーにおいて有する。この決定は、特許出願日から有効となる。第 39e 条及び第 55 条の規定が準用される。欧州特許庁による決定に従って付与された特許が訂正された形でノルウェーにおいて効力を有するためには、第 66c 条第 1 段落の要件も遵守されなければならない。

第 66c 条

欧州特許がノルウェーで有効となるためには、特許所有者は、国王が定める期限内に特許付与の決定の基礎となる正文のノルウェー語翻訳文をノルウェー工業所有権庁に送付し所定の手数料を納付しなければならない。欧州特許が異議申立手続又は審判請求手続の後に又は纏められた特許限定を通じて訂正された形で維持されるべきことを欧州特許庁が決定する場合も、同じことが適用される。本段落による期限の不遵守に対しては第 72 条第 1 段落の規定が準用される。期限の不遵守にも拘らず権利の回復に関して決定がなされる場合は、ノルウェー工業所有権庁はこれを公告する。

翻訳文は、公衆の閲覧に供されなければならない。ただし、欧州特許出願が欧州特許庁によって公開されるまでは、これは適用されない。

欧州特許庁がその特許付与の決定を公告し第 1 段落の要件が遵守されたときは、ノルウェー工業所有権庁は特許がノルウェーで有効である旨を公告する。欧州特許庁による決定に従って欧州特許が訂正された形で維持される場合も同じことが適用される。

第 66d 条

何れかの当事者が善意で、第 66c 条に定められた期限の到来後であるが、期限不遵守は何らの効力も生じない旨の公告がなされる前にノルウェーにおける商業目的又は操業目的で発明の実施を始めたか又は発明に対して顕著な改善を施した場合は、当該当事者は、特許に妨げられることなくその発明の実施を同じ態様で継続することができる。第 74 条第 3 段落の規定が準用される。

第 66e 条

欧州特許の年金は、欧州特許庁が特許付与の決定を公告した後の年から毎年ノルウェー工業所有権庁に納付しなければならない。第 42 条及び第 51 条の規定が準用される。

第 66f 条

ノルウェーで有効な特許出願であって欧州特許庁が出願日を付与した欧州特許出願は、同じ日にノルウェーでなされた出願と同じ効力を有する。欧州特許条約に従って、出願が出願日より早い日から優先権を有する場合は、この優先日がノルウェーにおいても適用される。

第 2 条第 2 段落第 2 文の適用に関連して、欧州特許条約第 93 条による公開は、出願が第 22 条に従って公衆に利用可能とされたことと同等とされる。このことは、第 153 条(3)及び(4)による公開が第 93 条による公開と同等とされるときは、この公開にも適用される。

第 66g 条

欧州特許出願が欧州特許条約に従って公開され、出願人が公開された形での特許クレームのノルウェー語への翻訳文をノルウェー工業所有権庁に提供したときは、ノルウェー工業所有権庁は公告し翻訳文を公衆に利用可能とする。

何人かが、欧州特許出願の主題であって第 1 段落に従って公開された発明を商業的に又は操業的に実施する場合は、出願がノルウェーにおける特許付与になるときは、本法に含まれる特許侵害に関する規定が第 57 条及び第 58 条第 1 段落を除き適用される。ただし、この特許によって付与される保護は、公開された特許クレーム及び付与された特許における特許クレームに規定された事項にのみ及ぶ。特許が欧州特許庁によって取消又は限定された場合は、特許によって付与される保護は、公告された訂正特許クレームに規定される事項にのみ及ぶ。これらの規定によるクレームの限定期間は、欧州特許の限定期間が満了するか又は欧州特許庁が異議申立手続の終結後に特許保護を維持する決定をするまでは進行を始めない。

第 66h 条

欧州特許出願が拒絶される場合は、ノルウェーでなされた特許出願がノルウェー工業所有権庁によって拒絶されたものと同じ効果を有する。

欧州特許出願が取り下げられた若しくは出願がノルウェーを指定する旨の陳述が取り下げられた場合又は出願若しくは陳述が欧州特許条約に従って取り下げられたものとみなされ、かつ、出願が欧州特許条約第 121 条に従って再開されない場合は、ノルウェーにおいてなされた特許出願がノルウェー工業所有権庁から取り下げられた又は取り下げられたものとみなされるのと同じ効果を有する。

第 66i 条

第 66c 条又は第 66g 条による翻訳文が、欧州特許庁における手続言語であった言語の正文と一致しない場合は、特許によって付与される保護は、翻訳文と手続言語による正文の間に一致がみられる程度までに限りノルウェーで適用される。ノルウェーにおける特許の効力に関する手続においては、手続言語による正文のみが決定の基礎をなす。

第 66j 条

出願人又は特許所有者が第 66c 条に従って翻訳文の訂正をノルウェー工業所有権庁に提供して所定の手数料を納付する場合は、訂正翻訳文が適用される。第 66c 条第 3 段落の規定が準用される。第 66c 条第 2 段落の規定が準用される。ノルウェー工業所有権庁は、訂正翻訳文が提供された旨を公告する。出願人が第 66g 条に従って翻訳文を提供する場合は、ノルウェー工業所有権庁は、新たな翻訳文が提供された旨を公告し、それを公衆に利用可能とする。その後は訂正翻訳文が適用される。

何人かが、先の翻訳文に従って出願人又は特許所有者の権利の侵害を構成しない態様でノルウェーにおいて商業目的又は操業目的で発明を実施することを善意で開始した場合又は何人かが訂正翻訳文が発効したときに発明に対して顕著な改良を施していた場合は、当該当事者は、出願人の又は特許所有者の権利によって妨げられることなく、発明の対応する実施を自由に継続することができる。第 74 条第 3 段落の規定が準用される。

第 66k 条

欧州特許出願又は欧州特許の期限の不遵守は効果に影響を及ぼさない旨を欧州特許庁が決定する場合は、その決定がノルウェーでも適用される。

何人かがノルウェーにおいて商業目的若しくは操業目的で発明の実施を善意で開始したか又は発明に対して顕著な改善をなし、これが期限の不遵守後であるが、欧州特許庁が期限不遵守は何らの効力も生じない旨の決定を公告する前である場合は、当該当事者は特許によって妨げられることなく対応する発明の実施を自由に継続することができる。第 74 条第 3 段落の規定が準用される。

第 66l 条

欧州特許庁の審判部によって決定がなされた日と欧州特許庁の拡大審判部によってなされた決定の公告日の間に、公開された欧州特許出願又は公告された欧州特許の主題である発明に関して、何人かがノルウェーにおいて商業目的若しくは操業目的で発明の実施を善意で開始したか又は発明に対して顕著な改善をなした場合は、当該当事者は、特許出願人又は特許所有者の権利によって妨げられることなく発明の対応する実施を自由に継続することができる。第 74 条第 3 段落の規定が準用される。

第 66m 条

国内特許庁になされた欧州特許出願が、定められた期限内に欧州特許庁に転送されなかったことを理由として取り下げられたとみなされる場合は、ノルウェー工業所有権庁は、出願人の請求があれば、次の場合はこれをノルウェーにおける特許出願とみなす。

- a. 出願が取り下げられたとみなされた旨を出願人が伝達された時から 3 月以内に、出願を受領した国内当局にその請求が出されており、かつ
- b. 出願日から又は優先権主張の場合は優先日から 20 月以内に、その請求がノルウェー工業所有権庁に転送されている場合

第 1 段落の要件が遵守された場合は、国王が定める期限内に出願人が所定の手数料を納付してノルウェー語若しくは英語への翻訳文又は英語による出願願書の場合はその複写を提供するときは、ノルウェー工業所有権庁は出願を処理しなければならない。出願が欧州特許条約

の方式要件を遵守する場合は，本法の対応する要件が遵守されたものとみなされる。

第 11 章 雑則

第 67 条

ノルウェー工業所有権庁又はノルウェー工業所有権審判部から出願人、特許所有者、異議申立人又は行政審理を請求する当事者への通知は、当該当事者がノルウェー工業所有権庁又はノルウェー工業所有権審判部に対して最近指定した住所宛に送付されたときは、常に送達されたとみなされる。住所は、特許登録簿に登録される。第 50a 条による場合は、第 1 段落は、ノルウェー競争庁から特許所有者への通知に準用される。

登録された住所が正しくないことが判明した場合は、書類はノルウェー工業所有権庁又はノルウェー工業所有権審判部において入手可能である旨を明記して、当該通知又はその抜粋をノルウェー特許公報に公告する。

訴状送達又はその他の手続に関する通知が記載された住所において送達できなかった場合は、裁判所に対して第 2 段落が準用される。その場合は、ノルウェー特許公報における公告の 4 週間後に書類の送達又は通知の付与が行われたとみなされる。

出願人又は特許所有者が出願又は特許に関する事項において自己を代理する代理人を指名した場合は、代理人の名称及び住所が特許登録簿に登録される。この規定は、異議申立人又は行政審理を請求する当事者が異議申立又は審理請求に関する事項において自己を代理する代理人を指名した場合にも適用する。

第 68 条

国王は、本法で規定する手数料及び手数料納付の更なる条件を規定する。国王は、既往の 1 以上の手数料年度について手数料納付を免除する旨を定めることができる。年間手数料額を改訂したときは、国王は、第 76 条(8)にいう制限内において、新手数が先に付与された特許にも適用される旨を定めることができる。

国王はまた、特許登録簿への又は欧州特許出願に係るノルウェー工業所有権庁の登録簿への記録についての手数料、ノルウェー工業所有権庁が交付する印刷出力、写し及び証明書についての手数料も規定する。印刷出力及び写しの手数料は、収入合計が当該情報の通信料の実費を超えないようにし、これに合理的な利益を加えたレベルに設定する。

第 69 条

国王は、特許出願及び異議申立並びにそれらの処理、特許限定の請求及びその処理、特許登録簿及び欧州特許出願に係るノルウェー工業所有権庁の登録簿(登録簿への記録及びその処理を含む)に関し、ノルウェー工業所有権庁の発行する刊行物、ノルウェー工業所有権庁及び工業所有権審判部へ提出される出願・申請及びその他の書類に係る言語要件、ノルウェー工業所有権庁及び工業所有権審判部に係る案件処理言語並びにその他の点での本法の施行に関して、更に詳細に規定する規則を発出することができる。提出された特許出願に関するノルウェー工業所有権庁公報は、国王が定める範囲において公衆の利用に供される。

国王は、ノルウェーにおいて提出された特許出願の処理に関する情報を他国の当局から請求された場合は、ノルウェー工業所有権庁がこれを提供すべき旨及び特許出願の新規性調査を他国の同様の当局又は国際機関に実施させることができる旨を定めることができる。

国王はまた、他国において対応する特許出願を提出した出願人が、その発明の特許性に関す

る審査の結果について当該他国の特許当局から自己に伝達された情報を、ノルウェーでの特許出願から一定の期限内に提出する義務を負う旨も定めることができる。ただし、このような情報の提供義務に関する勅令は、第 3 章にいう特許出願であって国際予備審査に付され、かつ、その結果に関する報告がノルウェー工業所有権庁に提出されたものを対象としない。

第 70 条

国王は、戦争又は戦争の危険及びこれに関連する危機的状況があるために必要であると判断する場合は、発明に関する権利を政府又は国王の指定する他人に委譲すべき旨を定めることができる。権利の委譲に関して円満な解決に至らないときは、地方裁判所により定められる補償額を委譲された権利に関して支払わなければならない。

発明に関する権利が第 1 段落に従って政府以外の当事者に委譲された場合において、その当事者が自己の義務を果たさないときは、政府は補償を受ける権限を有する当事者の請求により直ちに補償を支払う義務を負う。

第 71 条

国防上重要な発明に関する事項は別段の法律で律せられる。

第 72 条

第 2 段落にいう場合を例外として、本法において又は本法に従って規定された期限を遵守せず、そのために権利を喪失した特許出願人は、自己又はその代理人が合理的に必要なとされる当然の注意を尽くしたことを証明することができた場合は、請求によりその権利を回復することができる。当該請求は、期限不遵守の原因が除去された日から 2 月以内であって当該期限の到来日から 1 年以内に書面にてノルウェー工業所有権庁に提出されなければならない。同期限内に怠った行為を追完し、所定の手数料を納付しなければならない。

第 1 段落の規定は、第 41 条第 3 段落又は第 42 条第 3 段落に規定される期限内に年金を納付しない特許所有者に対して準用される。ただし、このような場合は当該期限の到来日から 6 月以内に権利回復の請求を提出し、かつ、年金を納付しなければならない。

第 1 段落の規定は、第 6 条第 1 段落、第 27 条第 3 段落、第 39 d 条第 3 段落、第 52 条第 4 段落及び第 5 段落、第 52e 条第 3 段落並びに第 53 条第 2 段落に規定される期限には適用されない。

第 1 段落の規定(第 3 段落参照)は、受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関又は国際事務局の期限を遵守しなかった場合のノルウェーにおいて処理される国際特許出願に対して準用される。されなかった行為は、ノルウェー工業所有権庁に対して完了しなければならない。

第 73 条

第 31 条又は第 38 条にいう場合の出願人が郵便により書類又は手数料を送付したにも拘らず、ノルウェー工業所有権庁がその郵便物を期限内に受領しなかった場合において、当該期限不遵守を出願人において認識したか又は認識した筈である時から 2 月以内であって当該期限の到来から 1 年以内に当該行為が追完されるときであって、かつ、次のときは、権利は常に回復される。

(1) 当該期間の満了前 10 日以内に郵便業務が戦争、革命、内乱、ストライキ、自然災害又は

その他類似の原因で発送人の滞在する又はその事業所を有する地において中断され、かつ、当該書類又は手数料が郵便業務の再開から 5 日以内にノルウェー工業所有権庁に送付されたとき、又は

(2) 当該書類又は手数料が当該期限の到来前 5 日以内に書留郵便によりノルウェー工業所有権庁に送付されたとき。書状が航空便で送付されなかった場合は、本規定は、発送人が郵便物は発送日から 2 日以内に到達するものと信じる理由を有しているか又は航空便を利用することができなかつたときに限り適用される。

出願人が第 1 段落により権利の回復を希望する場合は、出願人は、同段落に定める期限内にその旨を書面でノルウェー工業所有権庁に請求しなければならない。

第 74 条

第 22 条により公衆に利用可能とされた特許出願が棚上され若しくは拒絶され又は特許が失効したが、出願人の権利が第 72 条又は第 73 条の規定により回復されたときは、ノルウェー工業所有権庁はその旨を公告する。

出願の最終的拒絶、棚上された出願の再開の期限の到来又は特許の失効後で第 1 段落による公告の前にノルウェーにおいて善意で商業的に当該発明の実施を開始した者は、特許の存在に拘らず、その実施の全体的内容を維持してこれを引き続き実施することができる。このような実施の権利はまた、ノルウェーにおいて当該発明を商業的に実施するための実質的な準備をしている者も、同様の条件で享受することができる。

第 2 段落にいう権利は、実施が始められたか又は実施が意図された事業と共にする場合に限り、他人に移転することができる。

第 75 条

ノルウェー工業所有権庁長官は、第 72 条及び第 73 条に従う請求について決定をする者を指名しなければならない。出願人又は特許所有者は、当該請求の拒絶に対して審判部に審判請求することができる。第 27 条は、審判請求等の期限及び審判部の決定を裁判所に提訴する機会の期限に関し相応に適用される。

第 76 条 施行及び経過規定

(1) 本法は、1968 年 1 月 1 日に施行する。下記(2)から(8)までを条件として、1910 年 7 月 2 日特許法はその累次の改正法と共に同時に廃止される。ただし、食料品及び医薬品に関する発明については国王が別段の規定を置くまで、特許はその実際の製品には付与されず、それらの生産方法のみに特許が付与される。

(2) 次の例外を考慮しつつ、本法は、公衆に利用可能とされているか又は現在まで有効である法律に従って公衆に利用可能とされている特許にも適用される。

第 77 条 他の関係法律の改正